

法学委員会分科会の設置について

分科会等名：生殖補助医療と法分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	法学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>現代社会における生殖補助医療の進展にともない、生命やカップル、親子関係をめぐって法の担う役割はますます重要なものになっている。2020年には「生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律」が制定された。しかし同法の内容自体や、なお残された課題として、出自を知る権利や卵子提供、凍結精子による死後受精、出生前診断、着床前診断、同性カップルに対する生殖補助医療等がある。今後の生殖補助医療の実践や研究、医療制度に関する法や政策のあり方において、法の役割を十全に果たすためには、患者・当事者、子、親、ドナー、医療者、研究者などの多様な関係者の権利を踏まえた多角的な検討が必須である。さらに生殖医療実践のグローバル化傾向の中、国際的な法制度や比較法に基づいた検討も不可欠である。</p> <p>本分科会は、上述の課題に対して、民法、家族法、国際私法、憲法、医療制度、医学、国際人権法、社会学、スポーツ史などの諸分野における知見を活用し、諸科学分野とも連携し、第25期開催のシンポジウム「生殖補助医療のこれから—社会の合意に至るために考えること—」の成果を引継ぎ、生殖補助医療の健全な発展とその有効な活用を可能とする医科学技術・学術の法政策のあり方について審議し、「見解」として社会に発信することを目的とする。</p>
4	審議事項	生殖補助医療の実践と学術の健全な発展と有効な活用を可能とする法と政策のあり方に係る審議に関すること
5	設置期間	令和6年3月25日～令和8年9月30日
6	備考	